

## 工事請負契約書(案)

- 1 工 事 名 仁倉林道橋梁塗装塗替工事  
2 工 事 場 所 北海道常呂郡佐呂間町仁倉  
3 工 期 契約締結日の翌日 から  
令和8年11月9日まで  
4 工事を施工しない日 定めなし  
工事を施工しない時間帯 定めなし  
5 請負代金額 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)  
6 契約保証金額 円  
7 前 金 払 請負代金の10分の4以内  
8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会  
〔 〕建設工事紛争審査会  
9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕主任技術者 〔 〕監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第5項
×	部分払	回以内 第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

- 10 建設発生土の搬出先等 該当なし  
11 解体工事に要する費用等 該当なし

12 特約事項

該当なし

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業工事請負契約約款（本工事の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 （住所）常呂郡置戸町字置戸398-99  
分任支出負担行為担当官  
（氏名）網走中部森林管理署長 澤田 浩也 印

受注者 （住所）  
  
（氏名） 印

〔注〕受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

（「国庫債務負担行為に係る契約の特則」を選択した場合に添付する。）



## 特記仕様書

### 1. 有害物質を含む橋梁塗装塗替工事について

- (1) 本工事は北海道森林管理局において、事前に橋梁塗膜の有害物質（PCB、鉛等）の分析調査を行い、低濃度の PCB 及び鉛の検出があった橋梁である。
- (2) 本工事の塗り替え塗装の仕様は Rc-1 塗装系（重防食塗装系）とし、各塗装工程、規格、標準の使用量等は以下のとおりである。

塗装工程	規格等	標準使用量 (g/m <sup>2</sup> )	備考
素地調整	1 種	-	
防食下地	有機ジンクリッチ塗料（1 層）	600.0	
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 （2 層）	240.0	
中塗	弱溶剤形変性ふっ素樹脂塗料	170.0	
上塗	弱溶剤形変性ふっ素樹脂塗料	140.0	

- (3) 本工事で剥離する塗料中には基準値以上の鉛が含有されているため実施にあたっては、鉛作業主任者の選任など、鉛中毒予防規則等の関係法令に基づき適切に行うこと。
- (4) 本工事の実施にあたって、本仕様書によらないものについては、監督職員と協議を行うものとする。

## 特記仕様書

### 2. 週休2日の取組

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による通期の週休2日は必須とし、さらに月単位の週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）であり、その実施に当たっては次によるものとする。

(1) 受注者は、週休2日を確保して工事の施工に当たらなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には、監督職員と協議するものとする。

(2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間において、月単位の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 現場閉所とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く）を行う場合を除く。

エ 月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

オ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

カ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する

「工事完了」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除いた変更を行うものとする。

ただし、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られない等の理由により、現場閉所の達成状況が4週8休に満たないものは、週休2日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※ 見積による単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表2

名称	区分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02

防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

表 3

名 称	区分	月単位の4週 8休以上	通期の4週8 休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工事	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.04

(4) 週休2日の取組状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の「休日取得計画（実績）書（別途交付）」を作成し、「休日取得計画書」にあつては当該作業計画月の前月末（初回月分は工事着手日前）までに、「休日取得実績書」にあつては当該作業実施月の翌月初め（最終月分は工事完了後）速やかに監督職員へ提出する。

(5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事

現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を標示板に掲示する。

- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 受注者は、発注者が今後の工事発注の参考とするために取り組むアンケート（別途交付）について記入し、工事完成通知後14日以内に発注者へ提出するよう協力するものとする。
- (8) 工事完成後、4週8休以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は「週休2日の取組実績証明書」を発行する。

## 特記仕様書

### 3. 現場環境改善費について

(1) . 現場環境改善費は、周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施することを目的とする。

(2) . 現場環境改善費の実施内容については、次のとおりとする。

①下記の表より、実施する項目を選択する。

②実施内容は、仮設備関係・安全関係・営繕関係・地域連携のうち、各計上費目ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とし、具体的な実施内容・実施時期については、施工計画書を提出する際に協議する。

(3) 工事完成時には、現場環境改善費の実施状況がわかる写真等の資料を提出する。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・用水・電力等の供給設備の充実</li><li>・緑化・花壇</li><li>・ライトアップ施設</li><li>・見学路及び椅子の設置</li><li>・昇降設備の充実</li><li>・環境負荷の低減</li></ul>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善費（電光式標識等）</li><li>・盗難防止対策（警報機等）</li></ul>
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む。）</li><li>・労働者宿舎の快適化</li><li>・デザインボックス（交通誘導警備員待機室）の快適化</li><li>・現場休憩所の快適化</li><li>・健康関連施設及び厚生施設の充実等</li></ul>
地域連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・完成予想図</li><li>・工法説明図</li><li>・工事工程表</li><li>・デザイン工事看板（各工事PR看板含む。）</li><li>・見学会等の開催（イベント等の実施含む。）</li><li>・見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</li><li>・パンフレット・工法説明ビデオ</li><li>・地域対策費等（地域行事等の経費を含む。）</li><li>・社会貢献</li></ul>

## 特記仕様書

### 4. 三者会議の開催

本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会し（Web 開催含む）て、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」（[北海道森林管理局＞契約約款・仕様書・申請書等＞治山林道共通](#)）によるものとする。  
なお、Web 開催による場合は旅費交通費の対象としない。

## 特記仕様書

### 5. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正に試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

#### ア 真夏日

日最高気温が 30℃ 以上の日をいう。

#### イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

#### ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期内の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

#### (4) 気温の計測方法等

##### ア 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所(以下「地上・地域気象観測所」という。)の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

##### イ 気温の補正方法

アの気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

$$\text{補正後の気温(℃)} = \text{気温(℃)} - \text{標高差(m)} \times 0.6 / 100(\text{m})$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m)

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること)

※標高差は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真

夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。  
ただし、積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合等と合わせた補正値の上限は 2.0%とする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ ※補正係数:1.2$$

## 特記仕様書

### 6. 遠隔臨場に関する試行の実施について

本工事は、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行工事」（以下「本試行工事」という。）であり、受注者が希望したうえで試行要領を実施可能な通信環境を確保できる場合には、次により実施するものとする。

#### (1) 実施方法

本試行工事は、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して、段階確認、材料検査、立会等の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場の実施に当たっては、「工事現場等における遠隔臨場に関する試行要領」（以下「試行要領」という。）によるものとする。

#### (2) 効果把握のためのアンケート調査

本工事は効果の検証、課題の抽出等を行うため、試行要領に基づき実施した工事の受注者を対象にアンケート調査を発注者が求めた場合は協力するものとする。詳細は監督職員の指示によるものとする。

## 特記仕様書

### 7. ウィークリースタンス

(1) 本工事（業務）は、ウィークリースタンスの対象である。

実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

(2) ウィークリースタンス実施要領の掲載箇所（北海道森林管理局 HP）

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/keiya>

[kuyakukan.html](#)

## 特記仕様書

### 8. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事について

- (1) 本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。
- (2) 省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた工事を行うことができる。
- (3) 省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工対象の工種は、「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領等について」（令和7年11月18日付け7林整計第279号林野庁計画課長通知）の「2. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工種」に定めるものとする。

#### 森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領

- (4) 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに、省人化建設機械（チルトローテータ）を用いて施工を行う工種について発注者と協議を行い、協議が整った場合は設計変更の対象とし、森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領及び「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領における機械損料について」により計上することとする。

#### 森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領

#### 「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事積算要領」における機械損料について

- (5) 施工実態調査等を実施する場合は、これに協力すること。

令和8年度

工事名

仁倉林道橋梁塗装塗替工事

本工事費内訳書

北海道森林管理局

網走中部森林管理署

# 本工事費内訳書

仁倉林道橋梁塗装塗替工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁塗装塗替工	式	1			費目行
現場塗装工		1			工種行
橋梁塗装工		1			種別行
塗替塗装 素地調整 構造物別無 制約無 夜間無 Rc-I 1種(ノンプラスト処理) かす回収・積込有 週休2日補正:月単位	m2	62 700			1号代価表 6頁
塗替塗装 下塗り 構造物別無 制約無 夜間無 Rc-I 有機ゾンクッチペイント(1層)・スプレー 週休2日補正:月単位	m2	62 700			2号代価表 7頁
塗替塗装 下塗り 構造物別無 制約無 夜間無 Rc-I 弱溶剤形変性ポキシ樹脂塗料(2層)・スプレー 週休2日補正:月単位	m2	62 700			3号代価表 8頁
塗替塗装 中塗り 構造物別無 制約無 夜間無 Rc-I・Rzc-I 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料・スプレー 濃彩 週休2日補正:月単位	m2	62 700			4号代価表 9頁
塗替塗装 上塗り 構造物別無 制約無 夜間無 Rc-I・Rzc-I 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料・スプレー 濃彩 週休2日補正:月単位	m2	62 700			5号代価表 10頁
PCB含有廃プラスト処分費	k g	2, 508			6号代価表 11頁
仮設工	式	1			費目行
指定仮設工		1			工種行
足場・支保工		1			種別行
主体足場 ハイ吊足場 プレートガター・ボックスガター 設置費+撤去費+賃料	m2	68 100			7号代価表 12頁
朝顔(両側) プレートガター・ボックスガター 設置費+撤去費+賃料	m2	68 100			8号代価表 13頁

## 本工事費内訳書

仁倉林道橋梁塗装塗替工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
板張防護工(両側朝顔) プレート・ボックスガード 設置・撤去・賃料	m2	68 100			9号代価表 14頁
シート張防護工(両側朝顔) プレート・ボックスガード 設置・撤去・賃料	m2	68 100			10号代価表 15頁
板張防護工(朝顔なし) プレート・ボックスガード 設置・撤去・賃料	m2	16 800			11号代価表 16頁
シート張防護工(朝顔なし) プレート・ボックスガード 設置・撤去・賃料	m2	175 600			12号代価表 17頁
仮囲い設置・撤去(丸パイプ土中打込式・囲い高さ3m) 設置・撤去 10 供用日	m	5 700			13号代価表 18頁
防塵対策工		1			種別行
クリーンルーム設置費用	式	1			14号代価表 19頁
現道補修	式	1			種別行
直接工事費	式	1			
共通仮設費計	式	1			
共通仮設費(積上げ分計)	式	1			
運搬費	式	1			1号内訳書 4頁
安全費	式	1			2号内訳書 5頁
共通仮設費(率計上)	式	1			

## 本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
現場環境改善費(率計上)	式	1			
純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
工事原価	式	1			
一般管理費等	式	1			
一般管理費等計	式	1			
工事価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
請負金額	式	1			



# 内訳書

( 2号内訳書 )

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
電動ファン付き呼吸用保護具 Sy185 全面形面体大風量PL3 S級	個	3				
保護具用フィルタ Sy185用フィルタV3/OV	枚	41 400				
化学防護服 マイクロガード2000PLUS JIS T 8115:2015 タイプ4,5,6	着	41 400				
化学防護手袋 ニトリル防護手袋37-176 JIS T 8116	組	41 400				
シューズカバー SC2000L JIS T 8115:2015 タイプPB(6)	足	41 400				
鋼製ドラム缶 UN規格 200L オープンタイプ ボルトバンド式 フタ付	個	8				
計						

令和8年度

工事名

仁倉林道橋梁塗装塗替工事

金額抜代価表・単価表

北海道森林管理局

網走中部森林管理署

























# 代価表

仮囲い設置・撤去(丸ハ<sup>°</sup>イ<sup>°</sup> 土中打込式・囲い高さ3m)  
 設置・撤去 10 供用日

( 13号代価表 )

10 m 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土木一般世話役	人	0 490				
普通作業員	人	2 450				
仮囲い仮設材損料(10m当り) 仮囲鉄板・丸ハ <sup>°</sup> イ <sup>°</sup>	供用日	10				
諸雑費	%	10			諸雑費	ハンマ、チェーンレンチ、脚立、フックボルト等
計						
1 m 当り						

# 代価表

( 14号代価表 )

1式当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
集塵排気装置 賃料 負圧排気装置MDFU-33Z(S)	台/月	1				
集塵排気装置 基本管理費 負圧排気装置MDFU-33Z(S)	台/回	1				
集塵排気装置 1次フィルタ 負圧排気装置MDFU-33Z(S)	枚	6				
集塵排気装置 2次フィルタ 負圧排気装置MDFU-33Z(S)	枚	1				
集塵排気装置 HEPAフィルタ 負圧排気装置MDFU-33Z(S)	枚	1				
真空掃除機 賃料 真空掃除機CTH22E	台/月	1				
真空掃除機 基本管理費 真空掃除機CTH22E	台/回	1				
真空掃除機 1次フィルタ 真空掃除機CTH22E	枚	1				
真空掃除機 HEPAフィルタ 真空掃除機CTH22E	枚	1				
簡易型セキュリティールーム 帯電W1500×L4500×H2000	台	1				
エアシャワー装置 賃料 エアシャワー装置SS-AS-10T(S)	台/月	1				
エアシャワー装置 基本管理費 エアシャワー装置SS-AS-10T(S)	台/回	1				
エアシャワー装置 1次フィルタ エアシャワー装置SS-AS-10T(S)	枚	1				
エアシャワー装置 HEPAフィルタ エアシャワー装置SS-AS-10T(S)	枚	1				





## 経費条件表

仁倉林道橋梁塗装塗替工事

補正項目	補正内容	説明
【週休2日補正】	(現場閉所)月単位の週休2日	
【冬期補正】	補正無し	
【通勤補正】	補正無し	
【時間制約】	補正無し	
治山林道(林野庁)／令和7年度(2025年度)		
工種区分	鋼橋架設工事	
現場環境改善(率分)計上区分	計上する	
現場環境改善(率分)補正	地方部	
施工地域・工事場所による補正	山間僻地及び離島	【共通仮設費率×1.3、現場管理費率×1.0】
ICT間接費補正	補正なし	【共通仮設費率×1.0、現場管理費率×1.0】
施工時期(冬期)補正	補正あり：0.11% (1級地 1.8)	
真夏日率(工期期間の真夏日÷工期)	0	
緊急工事補正(施工時期と重複しない)	補正なし	【現場管理費率+0%】
治山・地すべり等工事の条件	該当する条件はなし	【現場管理費率+0%】
工期延長等時点の純工事費	0	
工期延長等日数(日)	0	
工期延長等土木世話役単価(円/日)	0	
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下	【一般管理費率×1.00】
契約保証に係る補正	金銭的保証を必要とする場合	【一般管理費率+0.04%】
工事価格丸め	一千円丸め切り捨て	
消費税率	10	
週休2日補正	(現場閉所)月単位の週休2日	【共通仮設費率×1.03、現場管理費率×1.05】
復興係数補正	補正なし	【共通仮設費率×1.0、現場管理費率×1.0】



8. 災害補償について	<p>契約約款第30条に基づいて行うが、次のような場合には補償の対象とならない場合がある。</p> <p>(1)出来高について 工事の出来形が、施工管理基準に基づいて作成されるべき図書等により記録されないため、被災部分の証明ができない場合。</p> <p>(2)機械器具類について 設計で想定している機械器具類より常識的に見て、明らかに過大なものが搬入されて被災した場合。</p> <p>(3)仮設工(締切工、廻排水工、水替工等)について 任意仮設については、受注者の責任においていずれの工法を採用しても差し支えないが、設計で想定している工法と比べ、明らかに過小なものが施工されて被災した場合。</p> <p>(4)工事資材について 常識的に見て、被災が予想される場所に資材を置いたことにより流失する等被災した場合。</p>
9. 施工方法等の指定について	<p>本工事においては、契約約款第1条第3項により施工方法等の指定をしない。</p> <p>閲覧時に示された本工事費内訳書の機種・規格、材料の割増し等は、発注者が積算に用いたもので、受注者を拘束するものではない。</p>
10. 資材等単価について	<p>刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については、特に記載のない限り長期割引を行った単価である。</p>
11. 直接工事費の項目について	<p>本工事費内訳書のとおり。</p> <p>・足場・支保工及び防塵対策工については、塗膜に含まれている有害物質(PCB、鉛等)の漏洩、流出防止及び作業者の健康障害等を防止するための工法を採用している。工事着手時に現地精査をし、橋梁の状況が変化していた場合は監督職員と協議すること。</p>
12. 共通仮設費 積上げ項目について	<p>本工事費内訳書のとおり。</p>

13. 余裕期間の設定について	<p>①本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和8年7月30日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。</p> <p>また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。</p> <p>なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。②余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。</p>		
14. 排出ガス対策型建設機械の使用について	<p>①本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値について「森林整備保全事業標準歩掛」及び「北海道森林管理局森林整備保全事業設計積算要領(林道事業)」のとおりであるが、排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について契約後借上げ等が困難な場合は、監督職員と協議により第2次基準値に設計変更出来るものとする。</p>		
15. 女性技術者、女性技能者の現場環境づくりに係る経費について	<p>①契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい現場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。(※快適トイレについては北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第8条のとおりとする。)</p> <p>なお、協議にあたっては、合理性について十分、検討すること。</p>		
16. その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械(チルトローテータ)を用いた施工を実施する省人化建設機械(チルトローテータ)試行工事の対象工事であり詳細については特記仕様書による。</li> <li>・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。</li> </ul>		
17. 積算に用いた設計条件			
① 通勤拠点から現場までの距離	33.6 Km	⑦ 建設機械等損料	令和6年度(豪雪地域補正:北海道)
② 路盤材の設計単価	該当無し	⑧ 労務単価	令和8年3月
③ かご類詰石の設計単価	該当無し	⑨ 施工パッケージ標準単価の基準年月	令和6年4月
④ 生コンクリートの設計単価	該当無し	⑩ 刊行物単価(四半期)の採用月	令和8年2月
生コンクリートの設計単価の採用月	該当無し	⑪ 刊行物単価(四半期)以外の刊行物単価の採用月	令和8年5月
⑤ 支障木の伐倒処理費	該当無し	⑫ 共通仮設費(率対象外経費)	運搬費、PCB処分費、安全費
⑥ 工期の設定	144日	⑬ 現場管理費(率対象外経費)	運搬費、PCB処分費
うち冬期日数	9日	⑭ 一般管理費(率対象外経費)	運搬費、PCB処分費

## その他

仁倉林道橋梁塗装塗替工事に係る入札公告等については、北海道森林管理局のホームページのとおりにありますが、その他の資料については、下記の場所にて閲覧願います。

### 記

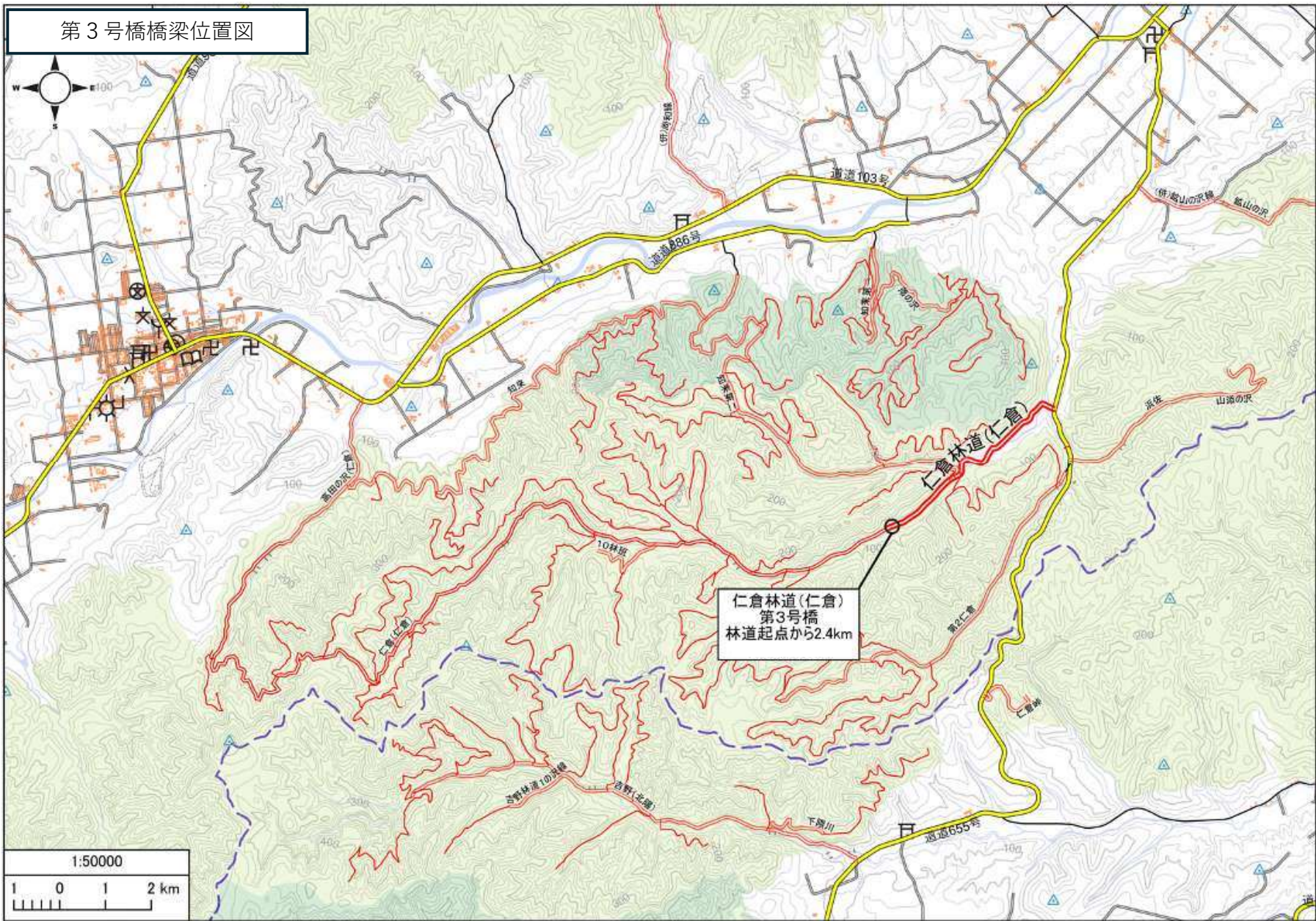
(1) 網走中部森林管理署

- ① 治山林道必携 設計積算編 (上巻・下巻)

(2) 電子入札ダウンロードシステム

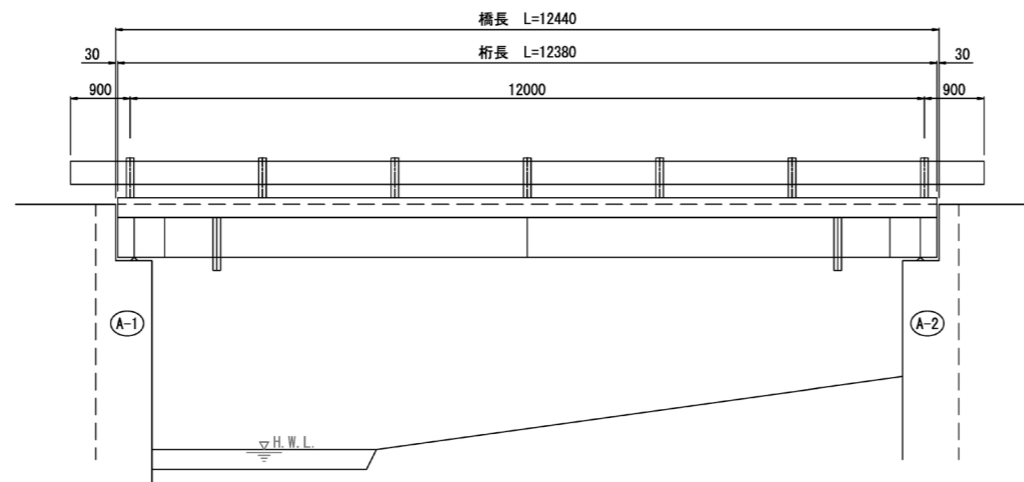
- ① 積算に特殊な単価及び歩掛を採用している場合はその単価及び歩掛
- ② 数量計算書
- ③ 現地写真

第3号橋橋梁位置図

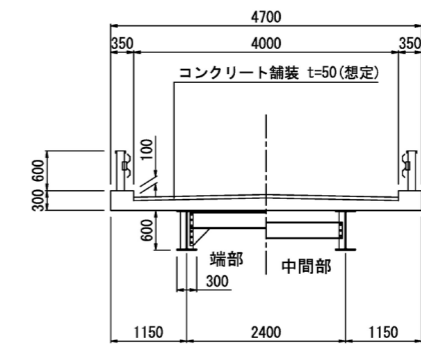


### 第3号橋全体一般図

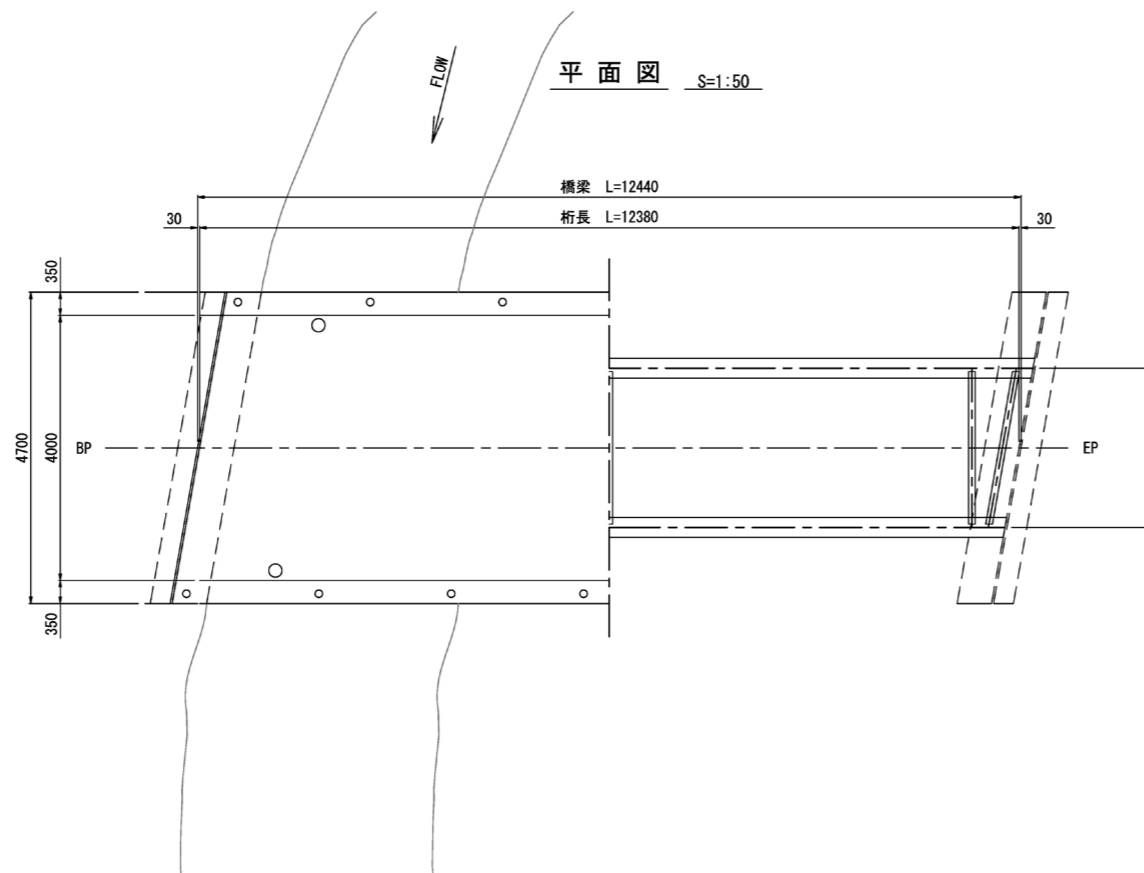
側面図 S=1:50



断面図 S=1:50



平面図 S=1:50



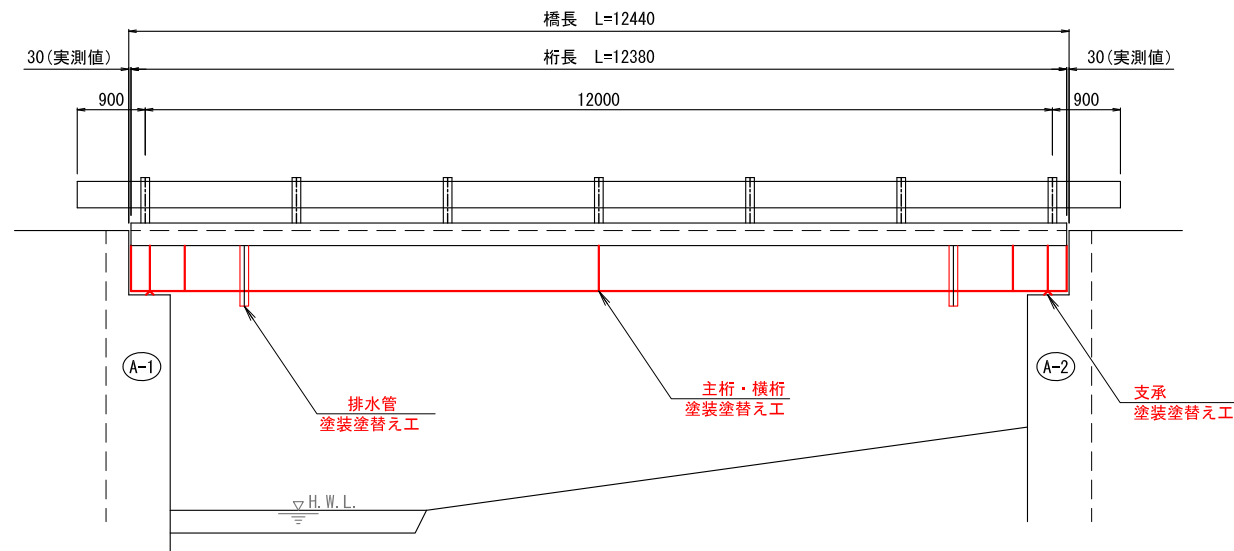
【特記事項】

1. 本図面は、現地計測をもとに作成した図面である。
2. 明記寸法以外の上部工・下部工形状は想定である。
3. 補修工事に実施にあたり、寸法などについては詳細な現地計測を行い確認すること。

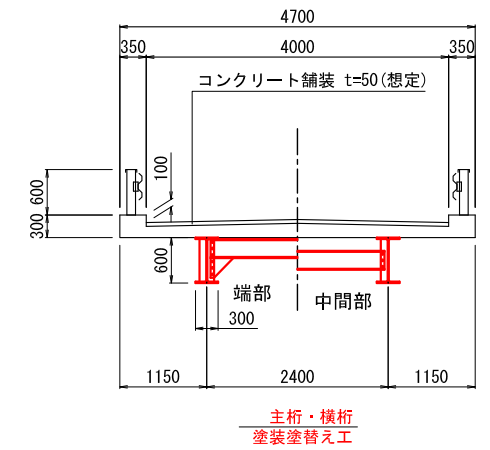
工事名	第3号橋全体一般図		
図面名	第3号橋全体一般図		
縮尺	図示	図	1
図面作成 年 月	令和 7年 3月	番	1
北海道森林管理局			

# 第3号橋補修一般図

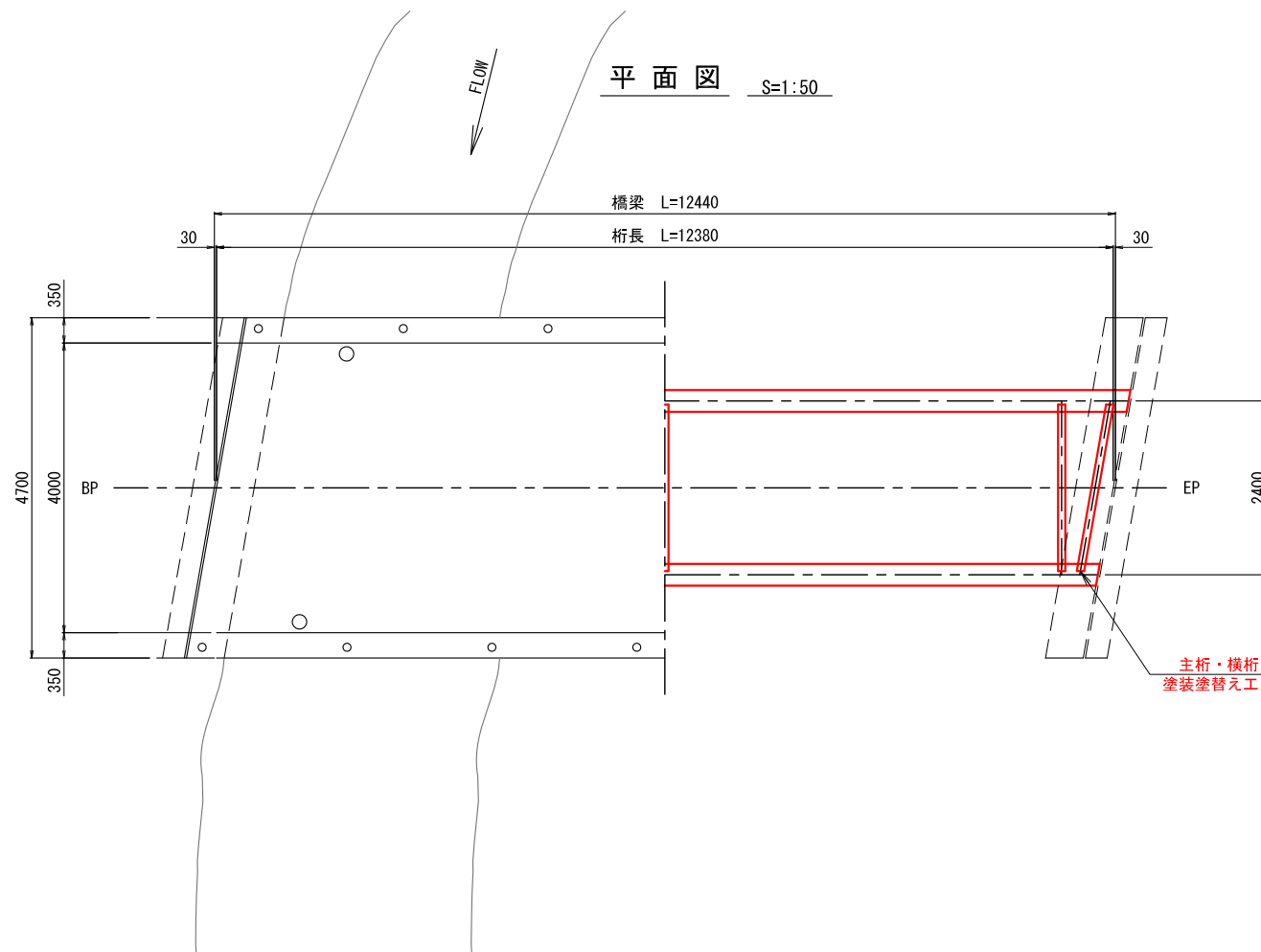
側面図 S=1:50



断面図 S=1:50



平面図 S=1:50



補修項目		補修箇所	補修内容
上部工	主桁・横桁		
支承	本体(4箇所)	塗装塗替え工	
排水装置	排水管(4箇所)		

設計条件	
上部構造型式	H鋼桁
下部構造型式	重力式橋台
橋長	12.440m
支間	12.380m
幅員	4.000+0.700m
等級及び荷重	TL-14
斜角	θ=不明
縦断勾配	不明
架橋年月	昭和42年(1967年)

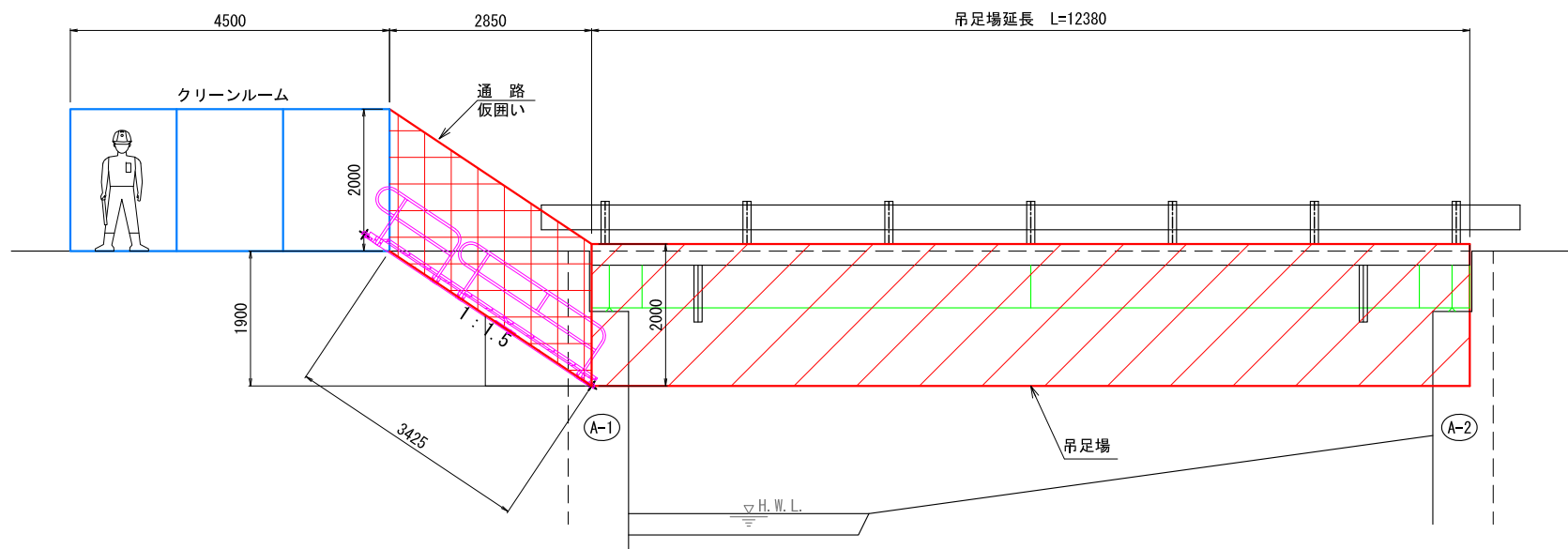
工事名	
図面名	第3号橋補修一般図
縮尺	図示 図 1
図面作成年月	令和7年3月 番 1

北海道森林管理局

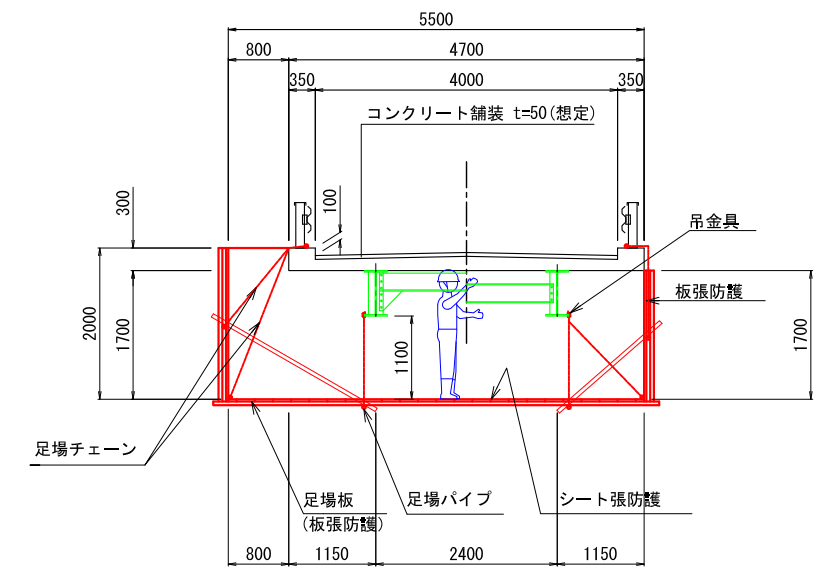
# 仮設工図 (参考図)

## 【 第3号橋 】

側面図 S=1:50

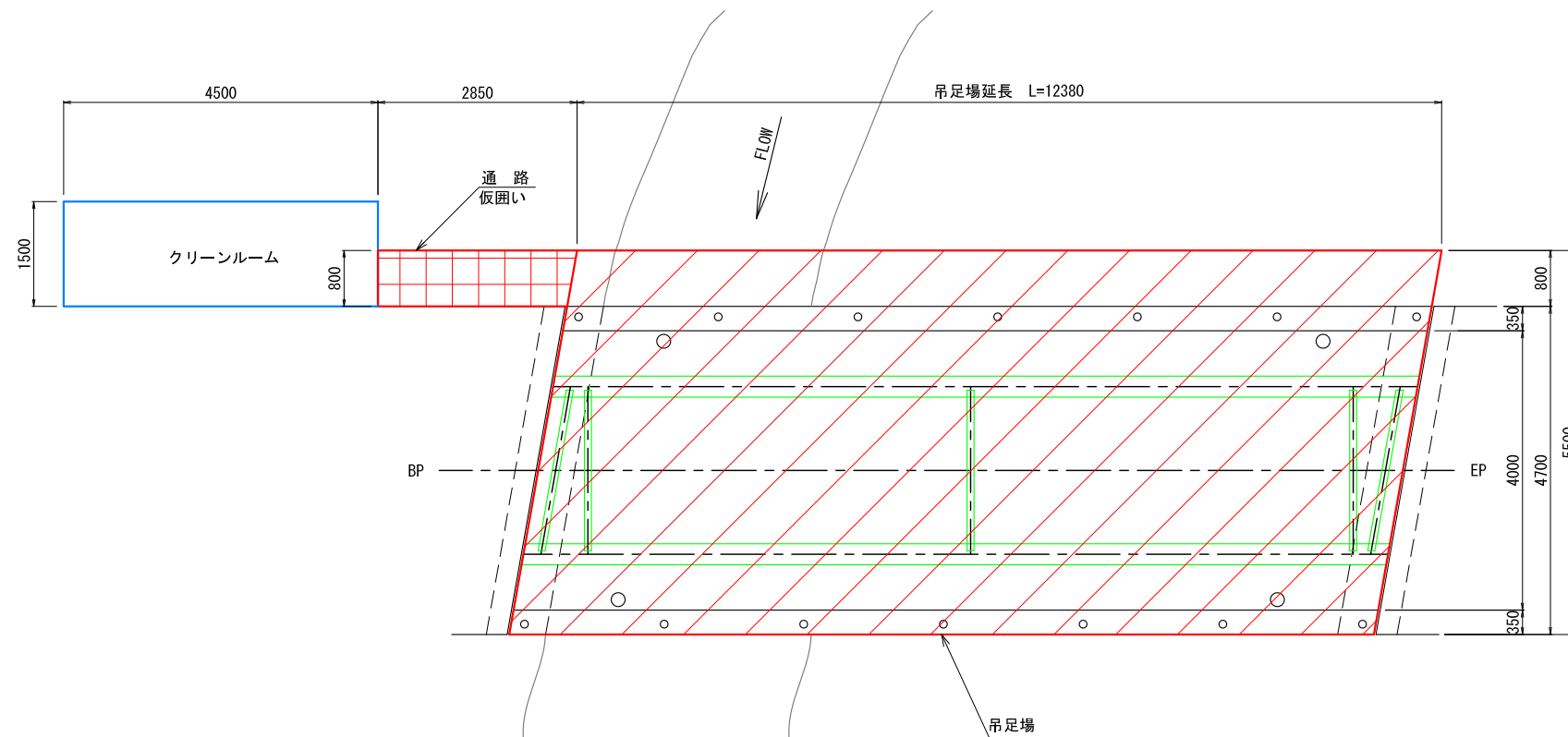


吊足場断面図 S=1:50

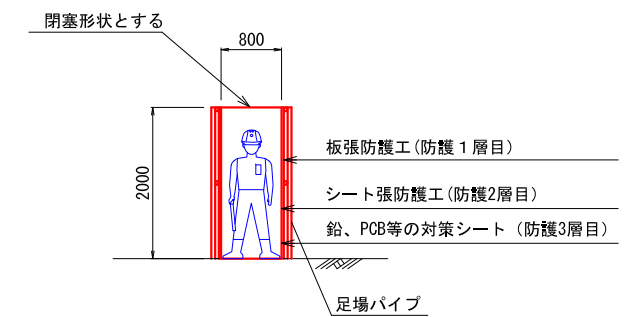


- ・TYPE A3 : 吊足場 (板張防護工、防護1層目)
- ・TYPE B : 朝顔 (板張防護工、防護1層目)
- ・シート張防護工 (防護2層目)
- ・鉛、PCB等の対策シート (防護3層目)

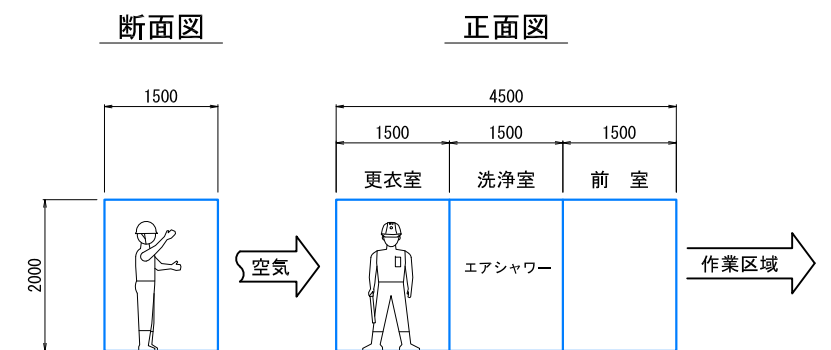
平面図 S=1:50



通路断面図 S=1:50



クリーンルーム模式図 (案) S=1:50



【特記事項】

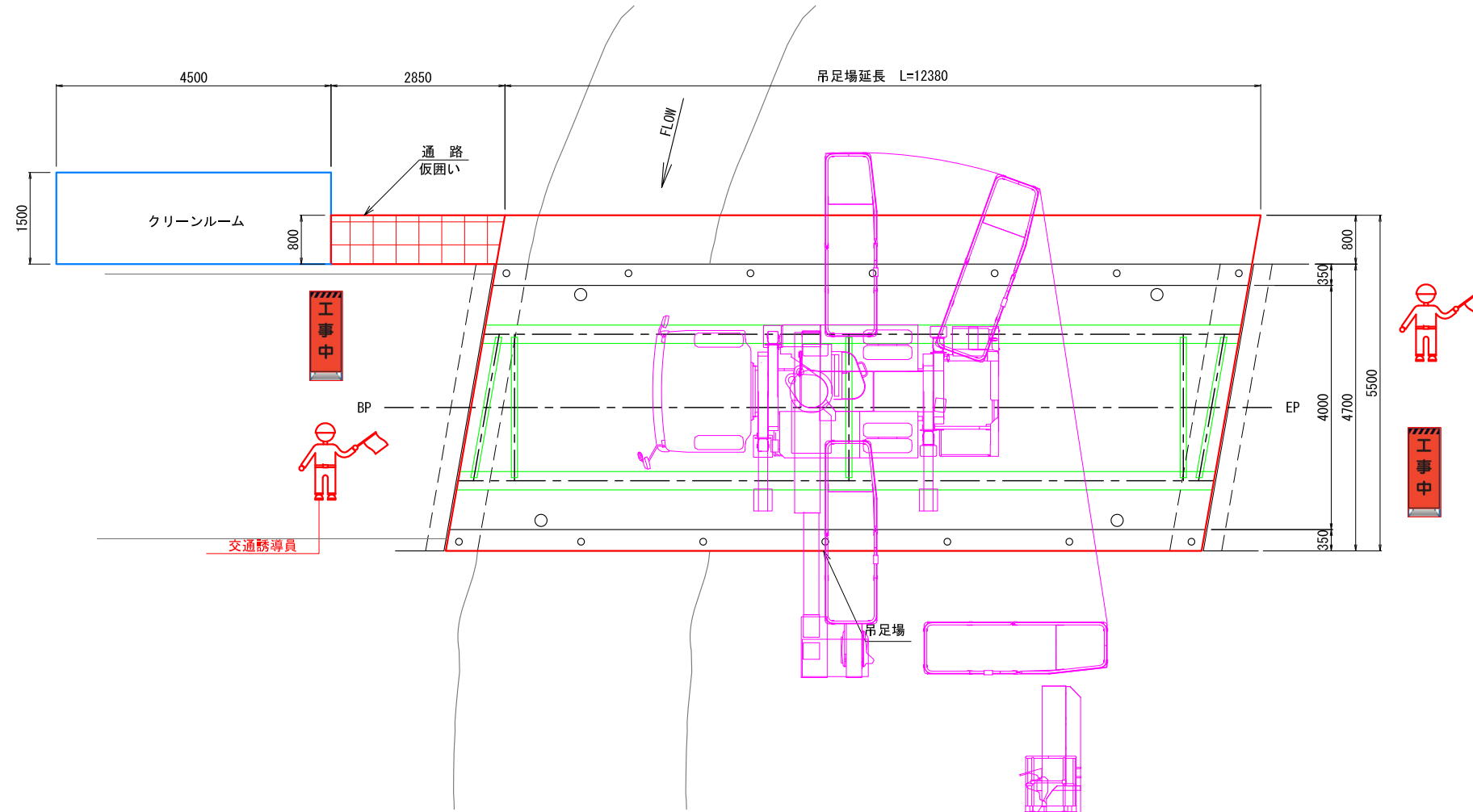
1. 本図面は、現地計測をもとに作成した図面である。
2. 明記寸法以外の上部工・下部工形状は想定である。
3. 補修工事の実施にあたり、寸法などについては詳細な現地計測を行い確認すること。

工事名	仮設工図 (参考図)		
図面名	仮設工図 (参考図)		
縮尺	図示	図	1
図面作成年月	令和7年3月	番	1
北海道森林管理局			

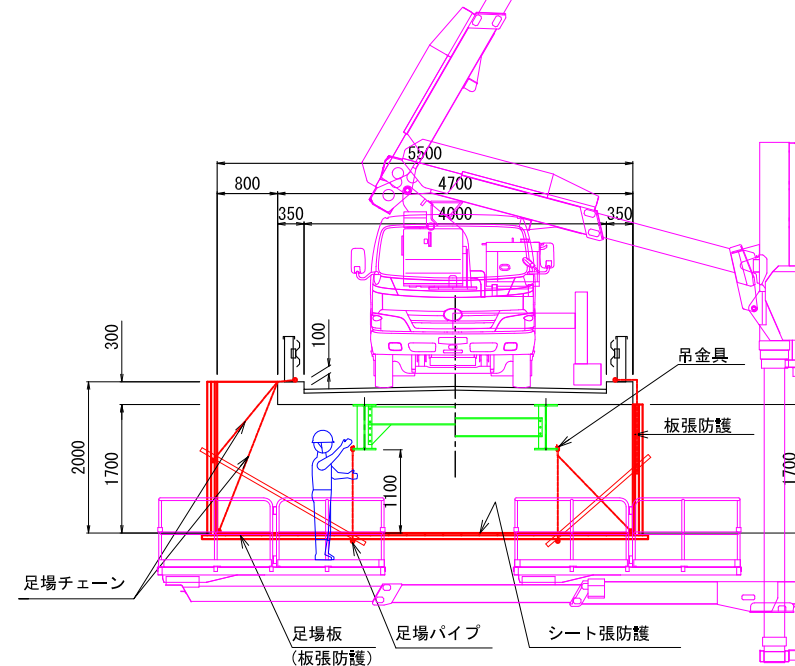
# 交通規制図（参考図）

## 【 第3号橋 】

平面図 S=1:50



吊足場断面図 S=1:50



【特記事項】

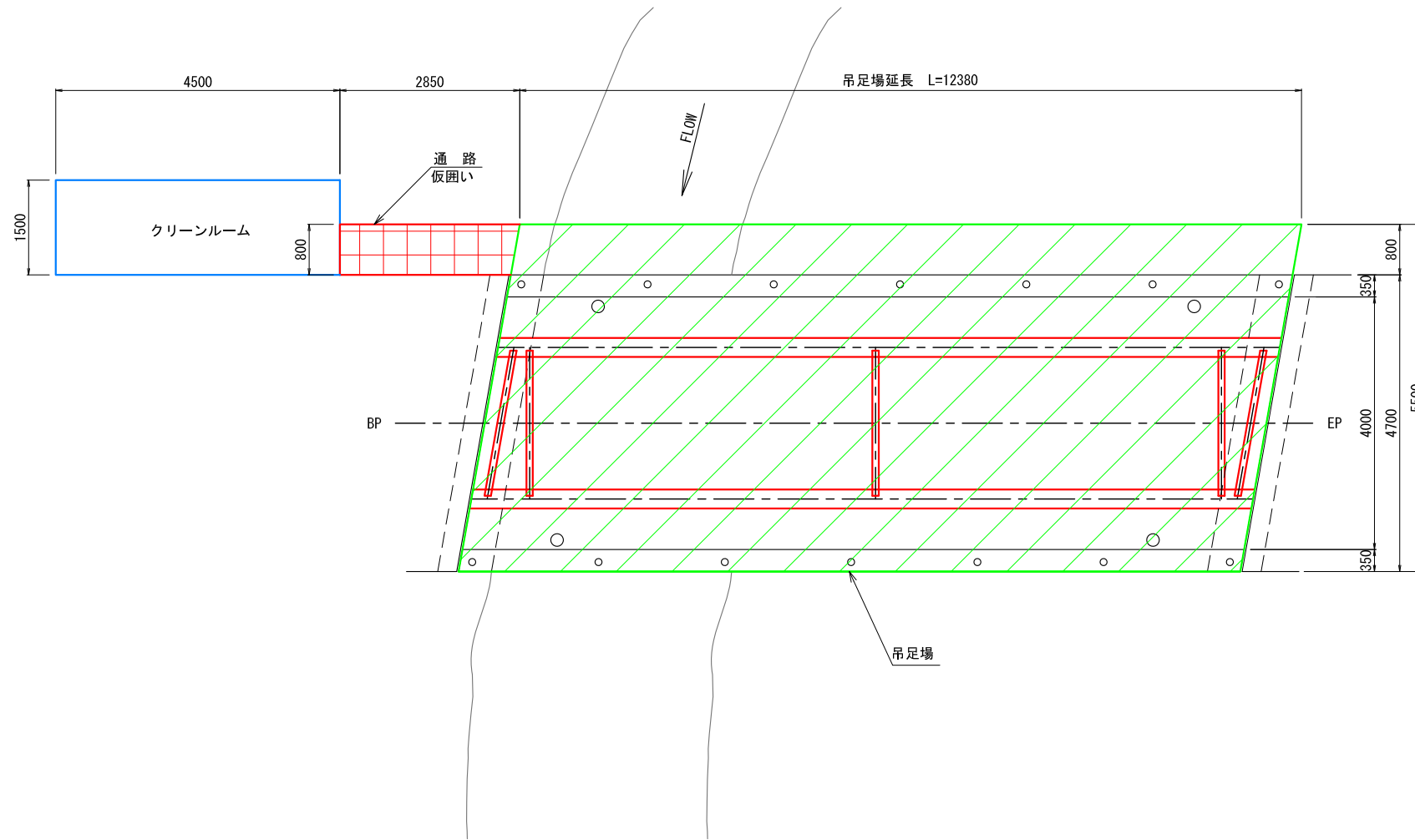
1. 本図面は、現地計測をもとに作成した図面である。
2. 明記寸法以外の上部工・下部工形状は想定である。
3. 補修工事の実施にあたり、寸法などについては詳細な現地計測を行い確認すること。

工事名	交通規制図（参考図）		
図面名	交通規制図（参考図）		
縮尺	図示	図	1
図面作成年月	令和7年3月	番	1
北海道森林管理局			

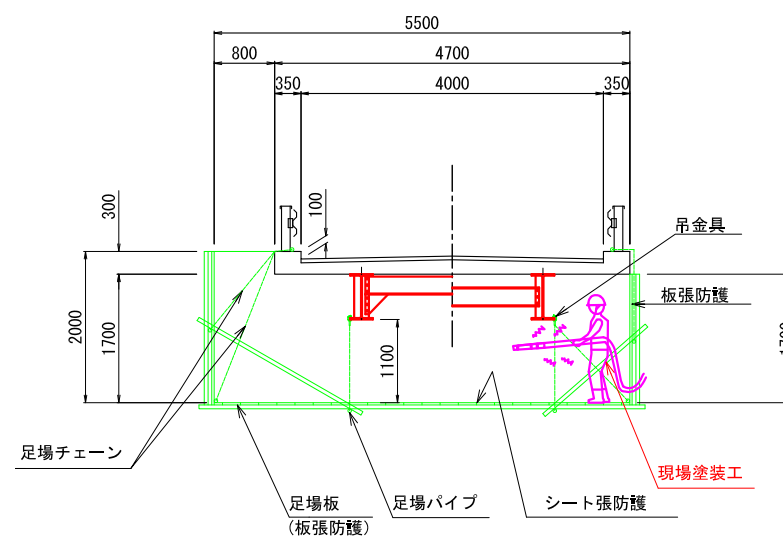
# 施工計画参考図

## 【第3号橋】

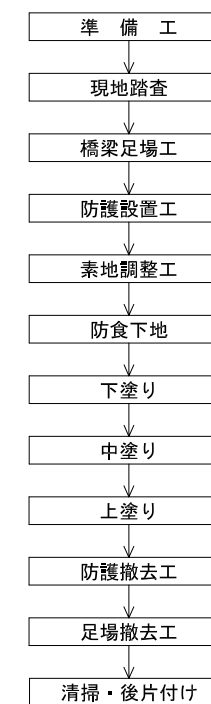
平面図 S=1:50



吊足場断面図 S=1:50



【塗装替え工】



【特記事項】

1. 本図面は、現地計測をもとに作成した図面である。
2. 明記寸法以外の上部工・下部工形状は想定である。
3. 補修工事の実施にあたり、寸法などについては詳細な現地計測を行い確認すること。

工事名	施工計画参考図		
図面名	図示	図	1
縮尺	図示	図	1
図面作成年月	令和7年3月	番	1
北海道森林管理局			